ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況について、提出時点を基準として記載ください。

対象:提案書の実施体制に記載される委託先(再委託等は除く)

法人名	常時雇用す	認定状況及び取得年月日(認定が何も無い場合は無しと記
	る労働者数	入)
○○株式会社	○名	えるぼし認定1段階(○年○月○日)
○○株式会社	○名	えるぼし認定行動計画 (〇年〇月〇日)、
		ユースエール認定
〇〇大学	○名	プラチナくるみん認定(〇年〇月〇日)

※必要に応じて、適宜行を追加してください。また証拠書類等の提出をお願いする可能性があります。

【加点対象認定】

(参考:女性活躍推進法特集ページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html)

(>) () () () () () () () () ()		
認定等の区分		
女性の職業生活における活躍の推進に関する	プラチナえるぼし*1	
法律(女性活躍推進法)に基づく認定	3 段階目※2	
(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定	2 段階目**2	
企業)	1 段階目**2	
	行動計画 ^{※3}	
次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づ	プラチナくるみん**4	
く認定	くるみん(令和 4 年 4 月 1 日以降の基準) ^{※5}	
(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定	くるみん (平成 29 年 4 月 1 日~令和 4 年 3 月 31 日までの基準) ※6	
企業・トライくるみん認定企業)	トライくるみん ^{※7}	
	くるみん (平成 29 年 3 月 31 日までの基準) **8	
青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定企業)		

- ※1:女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定
- ※2:女性活躍推進法第9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※3:常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)
- ※4:次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※5:次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定
- ※6:次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施 行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、※10の認定を除く。)
- ※7:次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定
- ※8:次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定